

資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成 19 年 3 月 22 日 07-制度-00012 平成 19 年 6 月 21 日 一部改正 平成 23 年 3 月 30 日 一部改正 <u>平成 24 年 9 月 24 日 一部改正</u></p> <p>海外投資又は海外事業資金貸付のうち、次に掲げるものに対する海外投資保険又は海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>一 エネルギー資源又は鉱物資源の引取案件に対する海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。)であって、原則として当該引取の代金の決済及び当該貸付の償還のために独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が別に定める国的一流銀行(日本貿易保険が認めたものに限る。)にエスカロウ口座が開設されるもの</p> <p>二 エネルギー資源又は鉱物資源の生産案件に対する海外投資又は海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるものに限る。以下「劣後ローン」という。)</p> <p>記</p> <p>第1条～第3条(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成 19 年 3 月 22 日 07-制度-00012 平成 19 年 6 月 21 日 一部改正 平成 23 年 3 月 30 日 一部改正</p> <p>海外投資又は海外事業資金貸付のうち、次に掲げるものに対する海外投資保険又は海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>一 エネルギー資源又は鉱物資源の引取案件に対する海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。)であって、原則として当該引取の代金の決済及び当該貸付の償還のために独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が別に定める国的一流銀行(日本貿易保険が認めたものに限る。)にエスカロウ口座が開設されるもの</p> <p>二 エネルギー資源又は鉱物資源の生産案件に対する海外投資又は海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるものに限る。以下「劣後ローン」という。)</p> <p>記</p> <p>第1条～第3条(略)</p>	

資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について・新旧対照表

(別添 1) (略)	(別添 1) (略)	
(別添 2) 資源エネルギー総合保険 B 特約(海外投資又は海外事業資金貸付)	(別添 2) 資源エネルギー総合保険 B 特約(海外投資又は海外事業資金貸付)	
第 1 章 海外投資保険に付す特約	第 1 章 海外投資保険に付す特約	
(保険金額) 第 1 条 <u>海外投資（株式等）保険約款第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当する事由に係る保険金額</u> は、保険価額に 100 分の 100 を乗じた金額の範囲内の額とする。	(保険金額) 第 1 条 <u>保険金額</u> は、保険価額に 100 分の 100 を乗じた金額の範囲内の額とする。	
(てん補責任額) 第 2 条 <u>海外投資（株式等）保険約款第 3 条第 1 項及び同条第 2 項中「100 分の 95」</u> とあるのは、「100 分の 100」とする。	(てん補責任額) 第 2 条 <u>海外投資（株式等）保険約款第 3 条第 1 項及び同条第 3 項中「100 分の 95」</u> とあるのは、「100 分の 100」とする。	
第 2 章～第 3 章 (略)	第 2 章～第 3 章 (略)	
(別添 3) (略)	(別添 3) (略)	